

# とちぎの酒ファン獲得促進（地酒列車ツアー等）業務委託仕様書

## 1 委託業務名

とちぎの酒ファン獲得促進（地酒列車ツアー等）業務委託

## 2 業務の目的

県産酒類（以下「とちぎの酒」という。）の魅力・実力等を体験する首都圏の消費者（お酒愛好者）へ向けた事業を実施することで、とちぎの酒の認知度向上（とちぎの酒のファン獲得）を図り、もってとちぎの酒の需要拡大に繋げる。

## 3 委託料上限額

1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 4 委託期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 12 月 19 日（金）まで

## 5 委託業務内容

原則として次のとおりとするが、県と受託者で協議の上変更できるものとする。

### (1) 地酒列車ツアーの実施

首都圏※を始発とする酒類愛好者向けの貸切列車を運行し、車内でとちぎの酒と栃木県産食材（つまみ類）を味わいながらとちぎの酒についての理解を深め、その魅力を堪能するツアーを実施する。

※首都圏：この事業では、東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県とする。

なお、実施に当たっては、次の内容を取り入れること。

- ①貸切列車の運行は、首都圏内の駅を始発とし、栃木県日光市内の駅を終点とすること。（運行は行きのみ）
- ②臨時列車の運行時期は、集客に効果的な時期とすること。
- ③酒蔵、醸造関係者等による、とちぎの酒の魅力を伝える説明を実施すること。
- ④つまみ類は、原則として栃木県産食材を使用すること。
- ⑤事業の効果測定等のための参加者アンケートを実施すること。
- ⑥ツアー実施時の運営、安全管理については、責任者を配備して実施すること。
- ⑦参加者の受付、貸切り列車・とちぎの酒・つまみ等の手配及び搬入、精算、公的機関への届出等は、受託者の責任において実施すること。

### (2) 試飲販売イベントの開催

地酒列車終点駅付近において、県内外の消費者向けの試飲販売イベントを開催する。

なお、開催に当たっては、次の内容を取り入れること。

- ①とちぎの酒が複数種類揃うこと。

②地酒列車参加者以外の観光客等へも訴求する内容のイベントであること。

### (3) 事業計画書の提出

契約締結後、事業計画書（実施までの手配や試飲会検証までのスケジュール等をあらかじめ提出すること。（様式任意）

### (4) 実績報告書の提出

本件業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに1部提出すること。

## 6 参加料について

参加者から「実費相当の参加料」を徴収することは可とするが、最終的に委託契約額から「実費相当の参加料」分の金額を差し引き、精算すること。

## 7 調査等

栃木県は、必要があると認めるときは、受託者に対して本件業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わねばならない。

## 8 業務処理体制

- (1) 受託者は、本件業務の遂行に当たり、十分な能力を持つ要員を従事させること。
- (2) 栃木県は、要員がその職務の執行について不適当を認めるときは、受託者に対しその変更を求めることができる。
- (3) 受託者は栃木県の指示に従い、本件業務を実施すること。
- (4) 本件業務に係る細部の仕様等については、栃木県と受託者の協議の上決定する。

## 9 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護法の趣旨に基づき個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を県職員と同様に遵守するとともに、情報漏えい防止及び個人情報保護に必要な体制を整備し、必要な措置を講ずること。

## 10 守秘義務の厳守

受託者は、業務を遂行する上で知り得た情報を漏らしてはならない。契約終了後も、同様とする。

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じたときは、栃木県と受託者が、協議の上決定することとする。